

令和5年度

日高村保育所入所案内



日高村教育委員会

1 はじめに

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたしました。

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」及び関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的としています。

「子ども・子育て支援新制度」により、保育所の入所を希望する場合には、従来の入所申込に併せて、「保育を必要とする支給認定」を受けるための申請が必要となり、申請に基づいて「支給認定証」が交付されることとなります。

※保育を必要とする認定について（支給認定）

子どもの年齢、保育の必要性に応じた「認定」を受けていただく必要があります。

- 支給認定は、居住される市町村にて行います。
他市町村への転出、他市町村からの転入等の際はその都度支給認定申請が必要です。
- 新たに認定を受けた方には、日高村から「支給認定証」が交付されます。（入所承諾書と併せ3月中～下旬頃発送予定）
- 前年度までに認定済の方で、現況届により保育の必要な事由の変更のない場合は、引き続き認定が有効ですので、新たに認定証は発行されません。認定内容に変更のあった方や、3歳に到達し、2号認定となった場合等で変更後の認定証の交付をご希望される場合はお申し出ください。

2 保育所とは

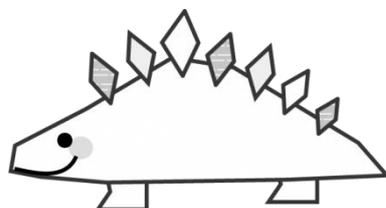
0歳から小学生に入学するまでの乳幼児を持つ保護者の方が、働いていたり、病気のために日中において乳幼児の保育をすることができないとき、保護者に代わってその子どもの保育を行う施設です。ご家庭での保育が可能な場合は、保育所入所の対象とはなりません。
→保育所入所にかかる事由についての詳細は、2ページの【3 入所基準】をご覧ください。

※保育所入所後の注意事項

異動等の届出

住所変更や勤務先を変えられた場合や、退所される場合などは、日高村教育委員会に連絡または書類の提出が必要です。

現況に変更がある、又はあった場合には保育所又は教育委員会まで必ずご連絡ください。



3 入所基準

入所を希望する児童の保護者および同居の親族その他の者が次のいずれかの事由に該当し、保育を必要とすると認められる場合に、保育所に入所することができます。

- ①（家庭外労働）家庭外で月48時間以上の仕事をしている。
- ②（家庭内労働）昼間家庭で児童と離れて家事以外の仕事を月48時間以上している。
- ③（求職活動）求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。
- ④（病気・障害）病気又は心身に障害がある。
- ⑤（介護・看護）同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している。
- ⑥（就学）学校に在籍又は職業訓練学校において職業訓練を受けている。
- ⑦（災害復旧）震災、風水害、火災等の復旧にあたっている。
- ⑧（妊娠・出産）妊娠中であるか出産後間もない。
- ⑨（虐待・DV）虐待やDVのおそれがある。
- ⑩（育児休業）育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である。

〈認定区分について〉

年 齢	利用希望区分	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上	教育希望	1号認定	教育希望	教育標準時間	幼稚園
	保育所希望	2号認定	保育認定	保育標準時間 保育短時間	保育所
満3歳未満	保育所希望	3号認定	保育認定	保育標準時間	保育所
				保育短時間	

「保育標準時間」・・・1日11時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。

「保育短時間」・・・1日8時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。

※保育所を利用する場合には、保育を必要とする認定である「2号認定」または「3号認定」を必要とします。

※保育の必要量（保育時間）については、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分に応じて保育所を利用できる時間が異なります。



4 保育所の入所申込について

令和5年度の保育所入所を希望される場合には、「支給認定（現況）申請書兼利用申込書」を記載いただき、事由に応じた提出書類を添えて提出をお願いいたします。

※他市町村保育所への広域入所を希望される場合は日高村教育委員会へご連絡ください。

また、年度途中からの保育所入所を希望される場合には、「利用見込み申込書」を記載いただき、提出をお願いいたします。

（1）令和5年度中の入所を希望される方 ※年度途中の入所を希望する方も含む。

受付期間 令和4年12月1日（木）～12月28日（水）

提出場所 村内保育所又は日高村教育委員会

※新規入所の申込は、日高村教育委員会まで

（2）提出書類

①「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼入所申込書」

（入所希望のお子さん1人につき1枚ずつ必要）

② 保育を必要とする理由を証明するための書類（下表参照）

（保護者1人につき1枚ずつ必要 ※同時に2人以上の入所申込する場合は上のお子さんの申込に添付して下さい。）

保育に必要な事由		提出書類
就労	居宅外労働	就労証明書（自営の場合は「就労状況申告書」と事業内容のわかる書類） （産休、育休中の場合は就労証明書中の取得期間欄に記入されたものをご提出ください）
	居宅内労働	就労証明書（自営の場合は「就労状況申告書」と事業内容のわかる書類）
求職活動		求職活動等申告書及びハローワークの登録書の写し
疾病・障がい		医療機関が証明する診断書または障害者手帳の写し
介護・看護		医療機関が証明する診断書又は障害者手帳又は認定結果通知書の写し 一日の介護・看護スケジュール（介護・看護をする方）
就学		学生証の写し（在学証明書）の写し 在学中の時間割表の写し
災害復旧		り災証明書
妊娠・出産		母子健康手帳の写し【名前記載部分（表紙）と出産予定日の記載部分】
社会的事由		虐待やDVの事実を証明する書類の写し
育休中の継続利用		期間が明記された「就労証明書」
その他		その他事実を証明する書類

※上記以外に必要に応じて、その他関係書類を提出していただくことがあります。

※求職中の方は就労先が決定した場合、就労証明書を提出してください。

※内定をしている方は就労を開始した場合、就労証明書を提出してください。

5 募集対象

小学校就学前の児童で令和5年度中の入所を希望する者（概ね生後4カ月～就学前）

6 保育料（0～2歳）について

※令和元年度10月より3歳児以上の保育料は無償化されました。又、無償化に伴い必要となる副食費（おかず代）につきましては、日高村が負担いたします。

保育料は子ども・子育て支援法により保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。なお、生活保護世帯等は免除となります。

同時入所の2人目以降の保育料は無料です。
子どもを3人以上養育している世帯の3人目以降の保育料は、
園児の年齢にかかわらず無料です。



児童扶養手当等の受給確認のため、
証書等の写しをお願いする場合があります



※保育料の決定

- 令和5年度の保育料は、3月頃に決定、4月上旬に通知書発送予定です。
保育必要量の2つの区分である「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの区分の利用に応じた保育料の負担となります。
- 保育料は保護者の市町村民税課税額により決定します。
令和5年4月から8月分までは、令和4年度市町村民税課税額により（継続児の場合は、昨年9月に決定した保育料となります。）、9月から令和6年3月分までは、令和5年度市町村民税課税額により決定します。

※保育料の納期

- 保育料の納期限は、毎月月末となっております。（納期限が土・日曜・祝日の場合は翌営業日とします。12月に限り25日が納期限です）

保育料の口座振替への切替えを推奨しております。ご希望の方は、
教育委員会までご連絡のうえ、金融機関にてお手続きください。



)))



【参考】令和4年度保育所（園）保育料一覧（3号）

階層区分		定 義	国基準3号		村3号認定	
国	村		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	住民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	住民税所得割非課税 (均等割のみ課税の世帯)	19,500	19,300	9,000	8,800
	C2	住民税所得割課税額 48,600円未満の世帯			13,500	13,200
4	D1	住民税所得割課税額 48,600円以上65,000円未満の世帯	30,000	29,600	17,000	16,700
	D2	住民税所得割課税額 65,000円以上82,000円未満の世帯			20,500	20,100
	D3	住民税所得割課税額 82,000円以上97,000円未満の世帯			24,000	23,500
5	D4	住民税所得割課税額 97,000円以上120,000円未満の世帯	44,500	43,900	27,500	27,000
	D5	住民税所得割課税額 120,000円以上145,000円未満の世帯			31,500	30,900
	D6	住民税所得割課税額 145,000円以上169,000円未満の世帯			35,500	34,800
6	D7	住民税所得割課税額 169,000円以上210,000円未満の世帯	61,000	60,100	39,500	38,800
	D8	住民税所得割課税額 210,000円以上255,000円未満の世帯			41,500	40,700
	D9	住民税所得割課税額 255,000円以上301,000円未満の世帯			43,500	42,700
7	D10	住民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯	80,000	78,800	47,500	46,600
8	D11	住民税所得割課税額 397,000円以上の世帯	104,000	102,400	58,000	57,000

7 日高村の保育所について

この案内書にある保育所の保育時間や給食については次のとおりです。

①保育時間

原則8時間（土曜日は4時間）です。ただし、保護者の就労時間等によっては最長11時間の利用ができます。認定された利用時間を超えると延長保育となり、別途申請が必要となります。

②給食

1歳未満児と1・2歳児は主食を含めた給食、3歳児以上は副食を主とした給食となっています。従って3歳児以上は主食を持参していただきます。

※給食の費用は1歳未満児と1・2歳児は保育料に含まれており、3歳児以上の副食費は日高村が負担しますので、特に給食費としての徴収はしていません。

※食物アレルギーのある方は直接保育所に「食物アレルギー指示書（用紙は保育所にあります）」を提出下さい。

◎日高村では児童の健全な発育を願い、次のような保育を実施しています。

①乳児保育

日高村の保育所は、乳児保育の拡充と充実を図り、概ね生後4ヵ月からの入所を全保育所で実施しています。

②障害児保育

障害児と健常児が、お互いに育ちあうことを目的として障害児保育を実施しています。（全保育所受入れ可）

③延長保育

勤務時間等やむをえない事情により、認定された保育時間を越えて保育を必要とされる方のために、延長保育を実施しています。なお、延長保育料は保育料とは別料金となりますので、ご了承ください。

④ならし保育

集団生活への適応等を目的として、子どもの状況に応じて慣らし保育をお願いする場合があります。また、保護者の希望での慣らし保育も行っています。



日高村内保育所一覧表

保育所名	設置主体	所在地・電話番号	定員	開所時間及び閉所時間
日下保育園	社会福祉法人 日高児童福祉協会	沖名102 24-5925	100	AM7:00~PM7:00
加茂保育園	社会福祉法人 日高児童福祉協会	岩目地640 24-7367	30	AM7:00~PM7:00
日下保育園 能津分園	社会福祉法人 日高児童福祉協会	本村176-1 24-5287	15	AM7:30~PM6:00

※上記の開所時間及び閉所時間は平日（月曜日～金曜日）の場合であり、土曜日の閉所時間は日下保育園と加茂保育園は17時、能津分園は12時となっております。



【お問い合わせ先】

日高村教育委員会 保育担当

〒781-2194 高知県日高村本郷61番地1

電話：0889-24-5115（村内無料724-5115）